

8 環境配慮設計

プラスチック使用製品設計認定制度の対象製品分野に指定

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に規定されたプラスチック使用製品設計指針に基づき、「清涼飲料用ペットボトル容器」が、設計認定制度の対象製品分野の一つとして指定され(他に文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗浄剤容器)、設計認定基準が2025年7月に発表されました(告示)。

これらの分野のプラスチック使用製品については、2026年1月から各ブランドの個別製品ごとに設計認定制度の申請が可能となります。

清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定基準

認定の基準は次の3つの要求事項を満たすことです(告示の内容を元に分かりやすい表現に一部加筆・変更しています)。

要求事項1 : 指定PETボトルの自主設計ガイドラインにおける必須事項のいずれも満たすこと。

要求事項2 : 用途・容量別に定めた1本当たりの重量を下回ること。※

要求事項3 : 再生プラスチックおよびバイオマスプラスチックの合計重量が15%以上であること。※

※重量は年間ベースの平均重量とする

要求事項1詳細：指定PETボトル自主設計ガイドライン(必須事項)への適合

ボトル



- PET単体とすること(PET主材以外の物質を添加、複合などを用いていない)
(衛生安全性が確保され再利用上問題がない)
- 着色はしないこと
- 把手は、無着色のPETもしくは比重1.0未満のPE*、PP*を使用すること
- ボトル本体への直接印刷は行わないこと(賞味期限・製造所固有記号・ロット印字などの微細な表示は除く)

ラベル



- PVC*を使用しないこと
- 再生処理の比重・風選・洗浄で分離可能な材質・厚さであること
- ラベル印刷インキは、PETボトルに移行しないこと
- アルミをラミネートしたラベルは使用しないこと

キャップ



- アルミキャップは使用しないこと
- PVC*を使用しないこと
- 比重1.0未満のPEまたはPPを主材とすること
- ガラス玉・パッキンを使用する場合は飲用後の取り外し方をラベルに明示すること
(上記4項目は、シェル材、中栓・ライナー材すべてに適用する)

*PE:ポリエチレン、PP:ポリプロピレン、PVC:ポリ塩化ビニル

要求事項2詳細：用途・容量別に定める軽量化基準

1本あたりの重量が下記の数値を下回ること。

■ 無菌用途の軽量化基準= $0.0139 \times \text{容量(ml)} + 14.2$

例) 500mlの無菌用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0139 \times 500(\text{ml}) + 14.2 = 21.15(\text{g})$

■ 耐圧用途の軽量化基準= $0.0136 \times \text{容量(ml)} + 17.2$

例) 500mlの耐圧用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0136 \times 500(\text{ml}) + 17.2 = 24.0(\text{g})$

■ 耐熱圧用途の軽量化基準= $0.0178 \times \text{容量(ml)} + 17.7$

例) 500mlの耐熱圧用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0178 \times 500(\text{ml}) + 17.7 = 26.6(\text{g})$

■ 耐熱用途の軽量化基準

$\leq 500\text{ml} = 0.0164 \times \text{容量(ml)} + 16.8$

例) 500mlの耐熱用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0164 \times 500(\text{ml}) + 16.8 = 25.0(\text{g})$

$500\text{ml} < \leq 1500\text{ml} = 0.0235 \times \text{容量(ml)} + 13.3$

例) 1000mlの耐熱用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0235 \times 1000(\text{ml}) + 13.3 = 36.8(\text{g})$

$1500\text{ml} < = 0.0098 \times \text{容量(ml)} + 33.9$

例) 2000mlの耐熱用途の場合
軽量化基準(g)= $0.0098 \times 2000(\text{ml}) + 33.9 = 53.5(\text{g})$